

# レンタルスペース一時使用申込書 兼 契約書【法人用】 あんしんトランクルーム保証 保証委託申込書 兼 契約書

株式会社エフ・アイ興産 御中

申込人は、別紙「レンタルスペース使用契約約款」、「保証委託契約約款」、「個人情報の取り扱いについて」記載の各条項を熟読し、その内容を十分理解して合意の上、レンタルスペース使用契約及び保証委託契約を申し込みます。また、申込人は、株式会社クレデンスが本契約を含む取引の与信判断及び与信後の管理のため、申込人の個人情報を収集・利用することに同意します。なお、事後、上記関係書類の未確認を理由として本契約の無効・取消を主張しないことを誓約します。

以下の■色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

|                    |       |         |       |
|--------------------|-------|---------|-------|
| 申込日                | 年 月 日 | 利用開始予定日 | 年 月 日 |
| 社名<br>【乙】<br>（申込者） | フリガナ  | 代表者     | フリガナ  |
|                    |       |         | 印     |
| 代表電話               |       | FAX     |       |
| 住所<br>〒            | フリガナ  |         |       |
| メールアドレス            |       | @       |       |
| 予定<br>保管品          |       | 使用理由    |       |

## ▼ 第二連絡先記入欄(担当者または代表者のご親族のどちらかを必ずご記入下さい)

|                |   |                             |                                       |
|----------------|---|-----------------------------|---------------------------------------|
| お名前<br>連絡先     | フリガナ  | 固定電話                        |                                       |
|                |   | 携帯電話                        |                                       |
| 所属<br>or<br>続柄 |   | 第二連絡先を優先的な連絡先として使用する        |                                       |
|                |   | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ          |
| 支払<br>内容       | 支払委託<br>を申込む<br><input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ | 支払<br>方法                    | 口座振替 (支払日:毎月27日)※支払日前日までに預金口座にご入金下さい。 |

## ◆不法投棄禁止(不法投棄は告発される場合がございます)

|  |                  |  |  |  |  |
|--|------------------|--|--|--|--|
| 契約日  | 利用期間             |  |  | 自  | ～至   |
| 所在地<br>物件内容  | フリガナ             |  |  |  |  |
| 号室<br>物件名  | プラスワンストレージ椎名町・要町 |  |  |  |  |
| 月額使用料等<br>①月額利用料<br>②月額保証料<br>③決済サービス料<br>月額利用料等合計<br>(①+②+③の合計) | 円                | 月額使用料等<br>④月額利用料<br>⑤月額保証料<br>⑥決済サービス料<br>月額利用料等合計<br>(④+⑤+⑥の合計) | 円  | 月額使用料等<br>⑦月額利用料<br>⑧月額保証料<br>⑨決済サービス料<br>月額利用料等合計<br>(⑦+⑧+⑨の合計) | 円  |
| 承認番号<br>(審査後に使用)   |                  | 承認番号<br>(審査後に使用)   |  | 承認番号<br>(審査後に使用)   |  |
| キャンペーン料金   | 円                | キャンペーン<br>適応期間   | ～  | その他<br>条件等   | <input type="checkbox"/> キャンペーン料金適用<br><input type="checkbox"/> 通常料金適用 |
| 口座振替開始日  | 年 月 日            | 備考   | ・口座振替登録が完了するまでは、コンビニ払込用紙でのお支払いとなります。<br>・その際の払込手数料はご契約者様負担となります。 |  |  |

●ご記入はお申込人ご自身でお願い致します。本申込後、弊社より緊急連絡先に確認のご連絡をさせて頂くことがあります。 ●審査に必要となる証明書等(商業登記全部事項証明書、等)につきましては、別途ご案内致します。 ●勤務先の在籍確認及びご本人様との申込内容の確認をさせて頂くことがあります。 ●審査の結果、保証をお受けできない場合もございます。

i 契約事務手数料  
(①+④+⑦) × 50%  
金 円

ii 初回保証料  
(①+④+⑦) × 50% (非課税)  
金 円

スペース提供者  
【甲】 株式会社エフ・アイ興産  
新宿区西新宿6-18-1  
住友不動産新宿セントラルパークタワー24F  
TEL:03-6273-7838 FAX:03-6273-7886

保証会社  
【丙】 株式会社クレデンス  
千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3F  
TEL:0120-142-093 FAX:0120-209-3

会社賃本を確認した

はい いいえ

通信欄



## レンタルスペース使用契約約款

### 第1条（総則）

本レンタルスペース使用契約約款（以下、「本約款」という。）はスペース提供者である株式会社エフ・アイ興産（以下、「甲」という。）が、使用者（以下、「乙」という。）にあたる申請者または管理人（以下、「施設」）と、（以下、「施設」という。）において掲載するすべてのルール等（以下、「契約規約」という。）に係る一切の使用契約（以下、「別用契約」という。）に適用される。ただし、個別使用契約の定めが本約款の定めと矛盾する場合は、個別使用契約の定めが本約款の定めと矛盾する場合は、個別使用契約の締結時に必ず本約款の内容を認識することとし、個別使用契約を締結した時点以降（乙に対して本約款（改訂があった場合は改訂後の内容を含む。）が適用される場合を除く。）

3. 甲が本約款を変更する場合、甲は乙との書面による通知または甲のホームページ等における掲示を行いつゝこの通知の時点にあっては表示のいずれか早い時点もって当該変更後の本約款が当然に適用され、乙は変更後の本約款を承認して契約物件を利用するものとみなされる。

### 第2条（個別使用契約の締結）

乙が甲指定の申し込み方法を用いて申し込みを行い、甲がこれを承諾した時点で個別使用契約は締結される。

2. 契約物件の利用料金「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・あんしんトランクルーム販売委託申込書兼保証委託契約書」（以下、「申込書兼契約書」という。）に記載のとおりとする。

3. 乙は、個別使用契約の締結と併せ、甲が指定する保証会社である株式会社クリデンス（以下、「クリデンス」という。）との間で、保証委託契約（以下、「本保証委託契約」という。）を締結しなければならない。

### 第3条（基本事項の記載）

1. 個別使用契約において「収納物」とは、契約物件内に乙が随時収納するすべての物品をいう。

2. 甲乙は、個別使用契約が仮想の構造物である契約物件を一時的に利用する契約であることを認識し、また当該構造物の上部及び下部空間が空いており他の部分に圧迫感も生じておらず強度的・排他的な支配が不可能であることから、当該構造物には借地借家法の適用が無くなることを確認する。

3. 個別使用契約は甲に対し、一時使用のためにスペースを提供するものであり、甲が乙による収納物を含むからもので、乙の収納物を保管するものではない。

4. 乙は収納物を含む契約物件のすべての物品の管理に責任を負い、かつ、すべての物品の直接所有者となることを確認する。

5. 乙は契約物件内に収納物を含むすべての物品について事実上及び法律上の責務を負うものとし、施設に滅失の恐れが生じた場合、乙がその責務を負う。

1. 一方、甲は、賃貸不履行責任、不法行為責任等の名目の如何を問わば、収納物を含むすべての物品に生じた損害について一切の法的責任を負わない。

### 第4条（契約期間）

個別使用契約に基づく契約期間は、契約開始日より6ヶ月間とし、その後は1ヶ月単位の自動更新となる。また、契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙により書面による契約終了（以下、「解約」という。）の申し出なくから、乙が引き続き利用資格を有する事が認められる場合は、個別使用契約は徒然と同一条件で更新される。

2. 乙は、個別使用契約成立後、前項の契約開始期間内に個別使用契約を解約する場合は、解約に伴う費用を発生する費用等に充てられる所定のキャッシュ料として、甲に申し合

### 第5条（賃料の免除）

契約期間中に甲なども、甲または乙はその理由の如何を問わば、相手方に対し書面による事前通知を行うことで個別使用契約を解約できる。この場合、相手方に当該通知が到着した日より翌月末日までに個別使用契約は終了する。ただし、左記期日より後の日を解約希望日とした場合は、当該解約希望日が属する月の末日までに個別使用契約は終了する。

2. 乙は前項の予告期間内に代り解約書兼契約書に記載の実績満期までの契約期間の利用料金並びに固定費用を解約日までに相手方に支払うことにより、即時解約ができる。

### 第6条（利用料等の支払い）

乙は、甲請求（電子メールによる請求も含む。）する利用料（以下、「利用料」という。）、及び乙の毎月定期的に料金と共に支拂われる費用（管理手数料等）等の計の金員（以下、「固定費用」という。）を甲に指定する銀行代行会社である乙の口座登録により、翌月毎を毎月27日（銀行代行会社の場合は翌営業日）に支払うものとする。但し、初回の口座登録料金と申込料では、申込月分及び翌月を甲に指定する銀行機関へ、甲の指定する期日までに振り込みを支払うものとする。なお、乙支払に際して生ずる振込手数料等の費用の負担は乙の負担とする。

2. 口座登録による振替手数料（消費税料）は、乙の負担とする。

3. 乙の預金残高不足により口座振替ができない場合、乙は、直ちに甲に対し口座振替手数料を支払うものとする。この場合、支払時に甲の手数料手数料（消費税料）216円を乙は負担する。

4. 乙が翌月の金員を支払った後に個別使用契約が解除された場合であっても、契約期間中は乙に支払った金員は返還しない。

5. 乙は個別使用契約に基づく利用料、固定費用等の取扱料金について法的の変更のところに消費税を附加して支払う。なお、契約期間中において、消費税率が改正されたときは、改正日以降当然に新しい消費税率が適用され、以後その消費税率で計算された消費税を附加して支払う。

6. 請求に係る期間が1ヶ月未満にいたる場合は、当時の利用料金を日割りして計算するものとする。なお、日割り計算は1ヶ月を暦日数として計算する。

### 第7条（利用料等の改定）

契約期間中に甲なども、甲または乙はその理由の如何を問わば、相手方に對し書面による事前通知を行うことで個別使用契約を改定できる。この場合、相手方に当該通知が到着した日より翌月末日までに個別使用契約は終了する。ただし、左記期日より後の日を解約希望日とした場合は、当該解約希望日が属する月の末日までに個別使用契約は終了する。

2. 乙は前項の予告期間内に代り解約書兼契約書に記載の実績満期までの契約期間の利用料金並びに固定費用を解約日までに相手方に支払うことにより、即時解約ができる。

### 第8条（料金の支払）

乙は、甲請求（電子メールによる請求も含む。）する利用料（以下、「利用料」という。）、及び乙の毎月定期的に料金と共に支拂われる費用（管理手数料等）等の計の金員（以下、「固定費用」という。）を甲に指定する銀行代行会社である乙の口座登録により、翌月毎を毎月27日（銀行代行会社の場合は翌営業日）に支払うものとする。但し、初回の口座登録料金と申込料では、申込月分及び翌月を甲に指定する銀行機関へ、甲の指定する期日までに振り込みを支払うものとする。なお、乙支払に際して生ずる振込手数料等の費用の負担は乙の負担とする。

2. 口座登録による振替手数料（消費税料）は、乙の負担とする。

3. 乙の預金残高不足により口座振替ができない場合、乙は、直ちに甲に対し口座振替手数料を支払うものとする。この場合、支払時に甲の手数料手数料（消費税料）216円を乙は負担する。

4. 乙が翌月の金員を支払った後に個別使用契約が解除された場合であっても、契約期間中は乙に支払った金員は返還しない。

5. 乙は個別使用契約に基づく利用料、固定費用等の取扱料金について法的の変更のところに消費税を附加して支払う。なお、契約期間中において、消費税率が改正されたときは、改正日以降当然に新しい消費税率が適用され、以後その消費税率で計算された消費税を附加して支払う。

6. 請求に係る期間が1ヶ月未満にいたる場合は、当時の利用料金を日割りして計算するものとする。なお、日割り計算は1ヶ月を暦日数として計算する。

### 第9条（料金の支払額）

乙は利用料、固定費用等の甲に支払うべき金員の支払いを遅延した場合、甲は支払期日の翌日から支払日までに、当該遅延した支払金額に対する年率14.6%（年365日計算）で、遅延した額に遅延損害金を請求することができる。但し、乙はこの遅延損害金の支払に遅延するものではない。

2. 前項の金員の遅延による賃料については、甲は別途乙に対しその実費の負担を負う。

3. 甲は利用料、固定費用等の甲に支払うべき金員の支払いを遅延した場合、甲は別途乙に対しその実費の負担を請求するものとする。

4. 乙は甲または乙に損害を与えることのないよう善良なる管理者の注意をもつて契約物件を使用し、契約物件内の収納物を保管する責務を負う。また、乙の過失若しくは承認による家族・友人・知人（以下、「本件会員」という。）が収納物の搬入を行う場合、乙の履行補助者としてその行為について乙が責任を負う。

2. 乙は自己の行為によつて第三者に影響を与えるおそれがある結果が生じたことを発見した場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示に従わなければならぬ。

3. 乙は契約物件並びに甲に支払った金員を返還する。

4. 乙は個別使用契約に基づく利用料、固定費用等の取扱料金について法的の変更のところに消費税を附加して支払う。なお、契約期間中において、消費税率が改正されたときは、改正日以降当然に新しい消費税率が適用され、以後その消費税率で計算された消費税を附加して支払う。

5. 請求に係る期間が1ヶ月未満にいたる場合は、当時の利用料金を日割りして計算するものとする。なお、日割り計算は1ヶ月を暦日数として計算する。

### 第10条（料金の支払額）

乙は、甲または乙に損害を与えることのないよう善良なる管理者の注意をもつて契約物件を使用し、契約物件内の収納物を保管する責務を負う。また、乙の過失若しくは承認による家族・友人・知人（以下、「本件会員」という。）が収納物の搬入を行う場合、乙の履行補助者としてその行為について乙が責任を負う。

2. 乙は自己の行為によつて第三者に影響を与えるおそれがある結果が生じたことを発見した場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示に従わなければならぬ。

3. 乙は契約物件並びに甲に支払った金員を返還する。

4. 乙は個別使用契約に基づく利用料、固定費用等の取扱料金について法的の変更のところに消費税を附加して支払う。なお、契約期間中において、消費税率が改正されたときは、改正日以降当然に新しい消費税率が適用され、以後その消費税率で計算された消費税を附加して支払う。

5. 請求に係る期間が1ヶ月未満にいたる場合は、当時の利用料金を日割りして計算するものとする。なお、日割り計算は1ヶ月を暦日数として計算する。

### 第11条（契約の締結）

乙は、個別使用契約が終了するまでの間に、その終了日までの料金を支払った場合、甲は相当地區に於ける電話番号に宛てて書面にて発送した場合、当該意図致達を確認後を以て、甲は乙に連絡するものとし、差し時の効力を生ずるものとする。

2. 乙は自己の行為によつて第三者に影響を与えるおそれがある結果が生じたことを発見した場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示に従わなければならぬ。

3. 乙は契約物件並びに甲に支払った金員を返還する。

4. 乙は個別使用契約に基づく利用料、固定費用等の取扱料金について法的の変更のところに消費税を附加して支払う。なお、契約期間中において、消費税率が改正されたときは、改正日以降当然に新しい消費税率が適用され、以後その消費税率で計算された消費税を附加して支払う。

5. 請求に係る期間が1ヶ月未満にいたる場合は、当時の利用料金を日割りして計算するものとする。なお、日割り計算は1ヶ月を暦日数として計算する。

### 第12条（解約の請求・明渡し）

①契約物件内に次の動産類を収納してはならない。

②現金・貴金属・宝石、有価証券、各種金券、通帳・印章、重要書類、書画・骨董品・美術品、高級衣類・高級家具、高級家庭電、その他貴重品。

③食料品・毛革・革製品、その他の温度・湿度等の管理条件が厳しいもの。

④揮発油、発火、発熱、引火等しやすい危険品類（シンナー・ガソリン・火薬・石油・ベニヤ等）や火器・銃器、刀剣類等、統刀法に違反するもの。

⑤麻薬・大麻及び薬物法に違反する薬物、盗品、その他、法令上所持、保管、处分が禁じられているものの。

⑥暴走車両、盗撮ガラ・腐敗物、汚染物や異臭、惡臭等を発しているもの。

⑦水分・湿気・砂塵を発するものたるはそのおそれのあるもの。

⑧動物等の生物・遺棄・遺棄、その他これらに類するもの。

⑨重量（50kg以上を超えるもの）の大きさ、高等が契約物件の規格に合わないもの。

⑩カビ・サンゴ・藻類等の発生ややすいもの。

⑪他の契約物件の収納物、物件等に影響を与えるおそれのあるもの。

⑫運転二輪、発電機等動力機械がついているもの。

⑬易燃物の總合が50%以上を超えるもの。

⑭易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

⑮易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

⑯易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

⑰易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

⑱易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

⑲易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

⑳易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉑易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉒易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉓易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉔易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉕易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉖易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉗易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉘易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉙易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉚易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉛易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉜易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉝易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉞易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

㉟易燃性・易爆性・毒物等の危険性を有するもの。

### 第22条（契約の終了・明渡し）

①契約物件内に収納物を撤去する場合、甲は契約物件内に収納物を撤去した上より其の所有権を失う。

②契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

③契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

④契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑤契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑥契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑦契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑧契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑨契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑩契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑪契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑫契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑬契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

⑭契約物件内に置き置きする場合、甲は契約物件内に置き置きした上より其の所有権を失う。

&lt;

**個人情報の取扱いに関する同意事項**  
契約者及び連帯保証人は、本件保証委託契約を含む株式会社クレデンスとの取引の与信判断および与信後の管理業務のため、以下の個人情報保護方針ならびに個人情報の取扱いについて確認し、株式会社クレデンスが収集、利用し、管理することに同意します。

### 個人情報保護に関する方針

株式会社クレデンスは各種債務保証に関する業務を行うにあたって、個人情報を様々な形で取扱っております。事業活動を通じてお客様から取得する個人情報(以下、「個人情報」という。)は、当社にとって大変重要な情報資産であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。よって当社は、個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報を正確かつ誠実に取り扱うため、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、お客様の個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

1. 個人情報保護の重要性を当社事業に従事する役職員一同が認識し、当社の事業目的を遂行する範囲内で、適法かつ公正な手段によって、これを取得、利用及び提供します。また、個人情報の目的外利用については一切これを行いません。目的外利用の必要が生じた場合、新たな利用目的の再同意を得た上で利用します。
2. 個人情報に関する法令、国が定める指針その他の規範(以下、「法令等」という。)及び個人情報保護マネジメントシステムを遵守し、個人情報を誠実に取扱います。また、法令等を常に把握することに努め、役職員、取引先に周知し順守いたします。
3. 個人情報の漏えい、滅失又はき損等の危険に対し、技術面及び組織面において合理的な安全対策、防止措置を講じます。また、定期的な点検を実施し、発見された違反、事件及び事故に対して、速やかにこれを是正するとともに、弱点に対する予防措置を実施します。役職員、取引先には安全に関する教育を徹底いたします。
4. 当社の個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関する苦情及び相談については、受け付け次第、適切、かつ、迅速な対応をいたします。また、その体制、手順については確立・整備をおこない、常に適切に対応出来る体制を維持していきます。

5. 個人情報を適正に利用し、またその保護を徹底するために、内部規程順守状況を監視及び監査し、違反、事件、事故及び弱点の発見に努め、経営者による見直しを実施します。これを管理策及び内部規程に反映することで継続的に個人情報保護マネジメントシステムを見直し、改善していきます。なお、改善については法令等及び JISQ15001 に準拠いたします。

### 個人情報の取扱いについて

1. 事業者の名称  
株式会社クレデンス
2. 個人情報の管理体制  
当社は、個人情報の取扱いに関する社内規程を定め、当社個人情報の取扱いの総責任者となる個人情報保護管理者のもと各部門個人情報管理者を選任し、個人情報の管理体制を整備しています。
3. 個人情報の利用目的  
  - ①契約取引の審査連絡・報告
  - ②契約の締結、履行及び管理
  - ③求償権の行使及び債権管理
  - ④家賃収納管理業務
  - ⑤問合せ・相談内容に対する回答、確認
  - ⑥その他上記各号に付随する業務
4. 個人情報の第三者提供について  
お預かりした個人情報を、ご本人の同意なく第三者へ提供することはございません。個人情報を第三者へ提供する場合には、法令に基づく命令などを除き、必ず事前にお客様の同意をいただいた上で行います。
5. 個人情報の取扱いの委託について  
当社では上記の利用目的を遂行するため、お預かりした個人情報を第三者に委託することができます。個人情報を委託する場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選び、指導・管理を実施し、適切に取扱います。
6. 開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口について  
提供いただきました個人情報の開示等(利用目的の通知、内容の照会、訂正、追加、削除、利用・提供の拒否)の請求につきましては、当社所定の窓口にて、合理的な範囲で適切に対応致します。その際は、当社指定の必要書類にてご本人様及び請求内容の確認をさせていただきますので、以下の問合せ窓口よりお申し出下さい。  
【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先】  
個人情報保護相談窓口

Tel. 03-5213-1122

Mail:privacy@credence-credit.co.jp

### 7. 個人情報をご提供いただくにあたつての注意事項

- 個人情報をご提供いただくかどうかは、お客様の任意となります。ただし、個人情報の提供に同意いただけない場合、上記利用目的を遂行できない場合がございます。
8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得  
当社では、本人が認識できない方法によって個人情報を取得することはございません。万一、上記のような個人情報の取得を行うときは、その旨を本人に通知し、同意を取った上で取得いたします。
9. 個人情報の安全管理措置について  
JISQ15001:2006(個人情報保護マネジメントシステム 要求事項)に則し、徹底した情報管理教育のもと、保有、利用する個人情報の漏えい、滅失又は棄損を防止するために、適切なセキュリティ対策を実施して個人情報を保護いたします。

## あんしんトランクルーム保証 保証委託契約約款

賃借人(以下「乙」という)と株式会社クレデンス(以下「丙」という)は、賃貸人(以下「甲」という)と乙との間で締結されたレンタルスペース(以下「本物件」という)に係る一時使用契約(以下「原契約」といい、一時使用目的の賃貸借契約を含む)に関し、次のとおり保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

### 第1条(保証委託契約)

- ① 乙は丙に対し、原契約に基づいて乙が甲に対して負担する債務に関し、次条以下に定める内容に従い連帶して保証することを委託し、丙はこれを受託する。
- ② 丙は、乙から保証委託の申し込みを受け、その保証委託を引き受けける場合には、丙が承認した承認番号を交付することをもって受託の証とする。

### 第2条(保証料)

- ① 乙は丙に対し、下記に定める保証委託契約書(以下「本契約書」という)記載の保証料を支払うものとする。
  - i. 「年間保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、本契約締結以後1年毎に年間保証料を支払うものとする。
  - ii. 「月次保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、その後、本物件使用月の前月末日までに当該使用月分の月額保証料を支払うものとする。
- ② 本契約は、保証会社が承認した承認番号の記載のある本契約書を保証会社が受領し、且つ保証会社指定の銀行口座に初回保証料が振り込まれたときに効力を生じるものとする。
- ③ 原契約が期間満了前に終了した場合であっても、乙は第1項により支払った保証料の返還を請求しないことを予め承諾する。

### 第3条(保証範囲)

- ① 乙が甲に対して負担する債務のうち、丙が甲に対して連帶して保証する債務の範囲は下記のとおりとする。
  - i. 原契約に基づいて乙が負担する滞納使用料等
  - ii. 原契約が解除された場合に生じる解除後、本物件明渡しまでの間の使用料等相当損害金
  - iii. 本物件明渡しまでに要する通知、

支払督促、訴訟、本物件内に残置された動産の撤去、保管、処分その他法的手続きに必要な費用(弁護士費用を含む)  
② 前項第1号および第2号に定める保証履行の限度額は、第1号および第2号を合算して使用料等の6ヶ月分相当額とし、丙は甲に対し、保証限度額から丙の保証債務履行額(乙から現実に回収した求償金は除く)を控除した金額の限度内において保証責任を負担する。

### 第4条(免責事項)

- ① 丙は、以下の債務については、特約なき限りその責めを負わない。
  - i. 滞納使用料等の遅延損害金等
  - ii. 原契約の早期解約時における違約金等
  - iii. 解約予告通知義務違反の場合における違約金等
  - iv. 原状回復費用
  - v. 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
  - vi. 火災、ガス爆発、自殺等、乙の故意・過失によって生じた損害
  - vii. 乙が刑事事件等に関与したことにより、公的機関からの捜査により逃亡もしくは身柄拘束または収監された期間中およびその期間以後に履行遅滞に陥った使用料等
  - viii. 乙が甲の承諾なく鍵を交換した場合の、開錠費用・鍵交換費用
  - ix. その他、前条①に含まれない債務
- ② 甲又は甲の代理人である管理会社が以下に該当したときは、丙は甲に対する保証債務について、該当する部分に関する責任を免れる。
  - i. 乙が使用料等の全部又は一部を滞納したにも拘らず、甲が丙に対し、当該使用料等の支払期日の翌日から起算して1ヶ月以内に滞納報告をしなかつたとき
- ③ 甲又は甲の代理人である管理会社が以下の各号の一つにでも該当したときは、丙は本契約に基づく一切の保証債務について責任を免れる。この場合、保証会社が既に保証債務を履行していたときは、甲は丙に対し、当該履行額に相当する金額を直ちに返還しなければならない。
  - i. 原契約及び本契約について、故意又は重大な過失により、丙に対し、事実と異なる報告・説明・取次ぎ等をしたとき
  - ii. 乙が原契約に違反した際の、原契約解除及び本物件明け渡しの

速やかな実現に向けて、丙に対する協力をしないとき

- iii. 甲が原契約における地位を第三者に承継する以前に、本契約の承継について、甲、本契約の承継人及び丙が事前に書面で合意していないとき
- iv. その他、前各号に関連する、または相当する事象が発生したとき

第5条(原契約記載内容の変更の届出)  
本契約締結後、原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は原契約が終了となったときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

### 第6条(保証債務の履行)

- ① 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して何らの通知なくして保証債務を履行した上、次項に基づき求償することができる。
- ② 丙が保証債務の履行をしたときは、乙は丙に対し、その保証履行額、保証履行に要した費用その他求償実行または保全のために丙が負担した費用を速やかに償還しなければならない。
- ③ 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、乙は丙に対し、使用料等の支払日の前日までにその事由を連絡しなければならない。
- ④ 乙は前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

### 第7条(事前求償)

- ① 乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権行使することができる。
  - i. 原契約又は本契約の各条項に一つでも違反したとき
  - ii. 仮処分、仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき
  - iii. 破産、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあつたとき
  - iv. 原契約記載内容の変更に関する届出を怠るなど、乙の責めに帰すべき事由により丙に乙の所

在が不明となったとき

- v. 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき  
② 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条（主債務者の免責請求）に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

#### 第8条（遵守事項）

- ① 乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。  
② 原契約が事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲に対し、物件を速やかに明渡さなければならない。

#### 第9条（特則）

- ① 乙に使用料等の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、文書の差置、封書による通知など相当の手段・方法により支払の督促をすることができる。  
② 乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に変わって原契約を解除する権限をここに授与する。  
i. 乙が、原契約に基づく使用料等の支払を相当期間行わなかったとき  
ii. 丙が、賃借人から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができないとき。  
③ 前項による他、法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は乙に代わり原契約を解除できる。  
④ 法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は、甲から本物件の合鍵を借り受けて本物件に立ち入ることができる。  
⑤ 解除その他の理由により原契約が終了した後、相当期間を経過しても乙が本物件の明渡しを完了しないときは、乙は丙に対し、丙が本物件の明渡し手続をすることを予め承諾する。この場合乙は本物件内に残置された動産類の所有権を放棄し、丙の自由な処分に委ねるものとする。

#### 第10条（集合物譲渡担保）

- ① 乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため、本物件内に存する一切の動産類（以下「担保動産」という）につき譲渡担保

を設定し、本物件内に搬入された全ての動産は、搬入に際し特段の意思表示なくしても、占有改定の方法により丙に引き渡されたものとする。

- ② 乙は、原契約の存続中、担保動産を自由に搬出または処分することができ、搬出又は処分された動産は担保動産から除かれるものとする。  
③ 原契約が終了した場合、丙は本物件内の担保動産の占有を本物件の外に移すことができる。  
④ 原契約が終了し、乙の丙に対する債務が不履行の場合は、丙は乙に対し、債務の履行を催告するとともに、譲渡担保を実行する旨の通知を乙の届出住所に発送し譲渡担保権を実行することを公示する。前記の通知あるいは公示にもかかわらず、乙から丙に対し債務の履行がない場合は、通知の日から15日を経過した以降は、公正な第三者の立会いの上、担保動産を譲渡又は廃棄等の任意の方法により処分することができ、その場合、それに要した経費を除いて、なお換価金に余剰のあるときは乙の丙に対する債務の弁済に充当することができる。

#### 第11条（清算金の交付）

原契約に基づく甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領して、乙の丙に対する債務の弁済に充てることができるものとする。

#### 第12条（保証期間）

- ① 本契約に定める丙の甲に対する保証の有効期間は、保証契約日より乙が本物件の明渡しを完了するまでとする。  
② 前項にかかわらず、以下の定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による承諾があった場合はこの限りでない。  
i. 本物件の用途が変更された場合  
ii. 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合  
iii. 原契約に基づく賃貸借の譲渡・変更がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があつた場合  
iv. 原契約の内容に重大な変更があつた場合

#### 第13条（再委託）

丙は、本契約に基づき乙から受託または授権された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

#### 第14条（追加的措置）

丙が本契約の目的を達するために必要と認めた場合、乙は、丙からの請求に基づき、速やかに契約書その他の必要書類を作成し、丙に交付するものとする。

#### 第15条（合意管轄）

本契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第16条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

#### 第17条（賃料等の集金・送金）

- ① 乙が、原契約に基づき甲（甲の代理人である管理会社または原契約を仲介する仲介会社を含む。以下、本条において同じ）に支払う賃料等の集金・送金業務については、別途、甲と丙とで締結した「賃料等の収納代行に関する契約書」に基づき、丙が行うものとする。  
② 丙が乙から賃料等を集金する方法は、預金口座振替規定に基づき、乙の指定した預金口座から引き落とすものとする。  
③ 前項に定める賃料等の引き落とし日は、毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）とする。  
④ 丙は、乙から集金した賃料等を、甲の指定した口座に送金するものとする。  
⑤ 丙が賃料等の集金・送金業務を行うにあたり、本契約書に記載の決済サービス料を徴収するものとする。また、決済サービスは乙の負担とする。